当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額		

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ　（略）

51　第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（第四十九項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額	二十年間	直近入札供給価格上限額と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額		

備考

イ～ヘ　（略）

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ　（略）

47　第四十五項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該太陽光発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該再生可能エネルギー発電設備の基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相